

答 申 第192号
平成17年 3月14日

千葉県知事 堂 本 暁 子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成16年6月11日付け山整第141号による下記の諮問について、次のとおり答申
します。

記

平成16年4月10日付けで異議申立人から提起された平成16年3月10日付け山土
第470号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書の不開示とした情報のうち、建築主である法人代表者印の印影に係る情報を除き開示すべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成16年3月10日付け山土第470号で行った「建築基準法第12条3項に基づく報告書（平成15年3月6日付け）」（以下「本件文書」という。）の行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 当初から建築確認申請が得られていない建築であることから、建物の安全性については格別の注意を払わざるを得ない。
- (2) かねてより近い将来住宅を建てる予定がある。その際、隣地の建物の構造がどうなっているか、安全であるかどうかを確認しないと将来、倒壊等により生命、身体等に危害を蒙る恐れを感ずる。
- (3) 民法第234条の建築制限に触れている建物であることから、私の権利を守るために全部の情報を公開していただきたい。
- (4) 相手方の生産上、営業上等のノウハウを利用することは考えられない。私は同じような仕事・業務はしてないし、仮に知り得た情報を外部に提供することもない。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

1 本件文書について

本件文書は、建築確認を得ていない建築物（以下「本件建築物」という。）の建築主に対して、当該建築物が建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の適合性について検討するための資料として、法第12条第3項の規定により、報告を求めたものである。

2 本件決定の理由について

千葉県情報公開条例（以下「条例」という。）第8条は、条例第5条に定める開示請求権に対応して実施機関が開示を義務付けられる行政文書の範囲を定めたものである。この規定の解釈及び運用としては、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定めているものであり、これらの不開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る行政文書を開示しなければならない

ものである。

また、不開示情報の該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務又は事業の進行状況等の変更に伴って変化するものであり、具体的に行政文書開示請求があった時に判断しなければならない。

以上により検討した結果、本件文書は、条例第8条第3号に該当する部分あると判断した。

3 具体的な不開示理由について

(1) 法人代表者印の印影

法人代表者印の印影は、本件建築物の建築主である法人の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(2) 建築士事務所の名称、所在地及び電話番号並びに建築士の資格名、登録番号、氏名及び印影

本件建築物は、住民の通報から建築確認申請手続がなされていないことが判明したものであり、建築主は、報告を作成するに当たって、法の基準の理解が必要であることから、建築士を使用する建築士事務所に依頼し、調査、図面の作成及び構造設計・計算等を行ったものである。

建築主に対して報告を求めた発端が、住民の通報によるものであることから、本件文書の作成に協力したこれらの情報を公にすることにより、あたかも当該建築士事務所が違反に加担しているなど、誤解されるおそれが多分にある。

よって、これらの情報は、当該建築士事務所として事業を営む個人の事業に関する情報であり、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(3) 内部仕上表、排煙計算、断面図及び平面図

これらの情報は、建築主である法人の内部情報であり、当該法人の事業活動を行う上での内部管理に属する情報のため、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(4) 構造図及び構造計算書

本件建築物の設計は、建築士法第3条の2により、一級建築士又は二級建築士でなければ設計又は工事監理をしてはならないと規定されている。本件に関しては建築工事完了後の調査及び報告であるが、法定資格者としての専門知識、ノウハウを駆使して作成された成果品であるこれらの情報は、当該建築士事務所の生産技術上のノウハウに関するものであり、公にすることにより、当該建築士事務所を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

一方、本件建築物は、建築主に報告を求めた時点では既に竣工しており、建築された経緯を踏まえると、これらの情報は、建築主である法人の内部情報であり、当該法人の事業活動を行う上での内部管理に属する情報のため、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(5) 最後に、不開示とした情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められないため、ただし書の適用の余地もないと考

える。

3 異議申立ての理由について

本件建築物の法の規定に関する防火、避難、構造耐力上の安全性については、実施機関として、本件文書の各図面、構造計算の審査並びに現地調査の結果、支障ないと考えており、条例第8条第3号ただし書の規定に基づく、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報とは考えられない。

また、民法第234条の規定と情報公開制度には直接関係がないため、本件文書を全部開示する必要があるとは考えられない。

さらに、異議申立人は開示された情報のノウハウ等を利用したり外部に提供することもないと述べているが、条例の情報公開制度は、開示請求者が何人であっても決定等を行うものであるため、不開示とすべき情報を開示する合理的な理由とはならない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件異議申立ての対象となっている行政文書について

本件異議申立ての対象となっている行政文書は、実施機関が、建築確認を得ていない建築物の建築主に対して、特定行政庁として法第12条第3項による報告を求めたことに対する「建築物に対する報告書（平成15年3月6日付け）」であり、建築物に関する報告書、配置図・案内図、仕上表、立面図・平面図、柱伏図・土台伏図、梁伏図、軸組図、鉄骨詳細図及び構造計算書で構成されている。

これらの文書のうち、実施機関が不開示とした情報は別表「不開示情報一覧」のとおりである。

2 建築確認事務について

法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としている（法第1条）。

建築確認事務は、法の目的を達成するため、都道府県や市町村の建築主事又は指定確認検査機関が、法定基準に対する適合性を確認する事務であり、一定の建築物を建築する場合、建築主は、工事の着手前及び工事完了の段階で、法やその他の関係法令の基準に適合するかの確認及び検査を受け、建築主はその確認及び検査済証の交付を受けなければならない（法第6条及び第6条の2）。

また、特定行政庁、建築主事又は建築監視員は、建築主、設計者又は工事監理者などに対して建築の敷地、構造、設備、用途又は建築物に関する工事の計画、施工状況に関する報告を求めることができる（法第12条第3項）。

さらに、特定行政庁は、法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、建築主などに対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命じることができる（法第9条第1項）。

3 条例第8条第3号該当性について

(1) 本号イ該当性について

実施機関が不開示とした情報は、「建築主である法人」及び「建築士事務所としての事業を営む個人（以下「事業者」という。）」に関するものであり、公にすることにより、建築主及び事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして、本号イに該当すると説明しているため、以下検討する。

なお、本号イとしての情報は、主観的に他人に知られたくない情報であると言うだけでは足りず、当該情報を開示することにより、建築主及び事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが客観的に認められる場合を指すと解すべきであり、この考え方に基づき、具体的な検討を行う。

ア 建築主に係る情報の本号イ該当性について

実施機関は、別表の「当初決定」欄のうち「建築主」の欄に○印を付した情報は、建築主の内部管理に関する情報であり、本号イに該当すると説明するので、以下検討する。

(ア) 法人代表者印の印影

別表「不開示部分」欄のうち「番号」欄に記載の番号（以下「不開示部分番号」という。）1の法人代表者印の印影の情報は、実施機関から報告を求められたことに対して、責任をもって作成したことを証するために、法人を代表する者として押印されたものであり、本件文書に記載された内容が真正なものであることの認証的な意味があるものと認められる。

そして、本件法人代表者印の印影を見分すると、認証的機能を有するにふさわしい形状を有し、法人の契約書類等の重要書類にも使用するものとして、特別な管理をしている印鑑のものと推認される。

よって、これを公にすることにより、建築主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、本号イに該当する。

(イ) 建築主に関するその余の情報について

上記(ア)以外の情報は、以下に判断するとおり、これを公にすることにより、建築主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、本号イに該当しない。

a 仕上表のうち内部仕上表

別表不開示部分番号6、7、8及び9に記載された情報は、本件建築物の室の名称と各室の床、巾木、壁及び天井に使用された材料名（以下「内装材」という。）の情報である。

これらの情報は、通常想定される室の名称及び内装材であり、建築主が正当な利益を害するおそれがあるような特別な室の名称又は特殊な内装材が記載されているものではない。

よって、これを公にすることにより、建築主の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

b 仕上表のうち排煙計算

排煙計算は、火災が発生したときに煙や建材からの有毒ガスを屋外に排出

するため、法施行令に定める技術的基準に従って、各室の有効開口部の面積を算出したものであり、別表不開示部分番号10、11及び12に記載されたこれらの情報は、室の名称と各室の必要面積及び有効面積が記載されている。

(a) 「室名」欄の情報について

別表不開示部分番号10の「室名」欄の情報は、上記(イ) aで判断するとおり、これを公にすることにより、建築主の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

(b) 「必要面積」欄の情報について

別表不開示部分番号11の必要面積の情報は、各室の必要とする有効開口部の面積を床面積から算出したものであるが、既に床面積が開示されていることを踏まえると、容易に算出できるものであると推認される。

そうすると、これを公にすることにより、建築主の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

(c) 「有効面積」欄の情報について

別表不開示部分番号12の有効面積の情報は、室ごとに天井の下方80センチメートル以内の部分における窓の開口面積を算出したものであり、特別な排煙設備を使用している建築物ではない。

そうすると、これを公にすることにより、建築主の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

c 断面図及び平面図

別表不開示部分番号15及び18に記載された情報は、建築物の各階の間取り等がわかる図面であるが、本件断面図及び平面図を見分すると、具体的な間取り等の情報は、通常想定される施設の用途等しか記載されておらず、各室をどのように使用するかなど具体的な情報は記載されていないことが確認できる。

そうすると、これを公にすることにより、建築主の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

d 柱伏図、土台伏図、梁伏図、軸組図及び鉄骨詳細図（以下「構造図」という。）

別表不開示部分番号21、22、25、26、29及び32として記載されたこれらの情報は、建築物の基礎及び各階（2階及びR階）の構造耐力上重要な部分の材料の種別及び寸法等が記載されている。

本件構造図は、建築物としては一般的なものであり、建築主が正当な利益を害するおそれがあるような特殊な構造が記載されているものではない。

よって、これを公にすることにより、建築主の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

e 構造計算書

別表不開示部分番号37～50として記載されたこれらの情報は、建築物の概要、応力の算定及び断面の算定等が記載されている。

構造計算は、建築物が、自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、構造耐力上安全であるために法施行令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて許容応力度等を計算したものである。

本件建築物は、公にすることにより、建築主の事業運営上、正当な利益を害するおそれがあるような特別な建築物でないことから、これを公にしたとしても、建築主の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

イ 事業者に係る情報の本号イ該当性について

実施機関は、別表の「当初決定」欄のうち「建築士事務所」の欄に○印を付した情報は事業者の情報であり、本号イに該当すると説明するが、以下に判断するとおり、これらの情報は、公にすることにより、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、本号イに該当しない。

(ア) 建築士事務所の名称、所在地及び電話番号並びに建築士の資格名、登録番号、氏名及び印影

別表不開示部分番号2、3、4、5、13、14、16、17、19、20、23、24、27、28、30、31及び33～36として記載されたこれらの情報は、建築主から本件文書の作成依頼を受けた事業者に関するものであるが、実施機関は、これらの情報を公にすることにより、あたかも事業者が違反に加担しているなど、誤解されるおそれが多分にあると説明する。

しかし、一級建築士、二級建築士及び木造建築士でなければ設計してはならない建築物は、通常、これらの者を使用する建築士事務所等に設計を依頼することになる。本件建築物は、既に建てられた建築物であるが、本来、一級建築士でなければ設計してはならない建築物であったことから、建築主は建築後に実施機関から求められた報告書を作成するための業務を事業者に依頼し、事業者は建築物の法やその他の関係法令の技術的基準の適合性を検討する資料作成を通常の契約行為として受注したものと考えることが相当である。

そうすると、建築主が事業者に本件文書の作成を依頼したからといって、実施機関の事業者が違反に加担したとの疑いをもたれるおそれがあるとする説明には、合理性がなく、事業者の名称等を不開示とする理由とはならないものである。

よって、これらの情報は、事業者の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

(イ) 構造図及び構造計算書

別表「不開示部分番号」21、22、25、26、29、32及び37～50として記載されたこれらの情報は、上記ア(イ) d及びeのとおりであり、実施機関は、事業者の生産技術上のノウハウに関する情報であり、本号イに該当すると説明する。

確かに、建築物における設計は、一般に設計者がその蓄積された建築設計に関する知識、技術、経験等を用いて、建築主の要望やコスト等を踏まえながら、

構造耐力上の安全性や限られたスペース内での部屋の有効的な配置等を考慮しながら、創意工夫し設計するものである。

しかしながら、本件構造図及び構造計算書は、既に建てられた建築物を建築主からの依頼により、法やその他の関係法令の基準に適合しているかどうかを確認するために作成されたものであり、設計者がその蓄積された建築設計に関する知識、技術、経験等を用いて作成されたものではあるが、創意工夫の結果として設計されたものとは解しがたい。

よって、これらの情報は、事業者の生産技術上のノウハウに関するものであるとは認められない。

(2) 本号口該当性について

本件文書は、公にしないとの条件で任意に提供されたものでないことは明らかであり、本号口に該当しない。

(3) 本号ただし書該当性について

上記(1)で本号イに該当するとした法人代表者印の印影の情報が、本号ただし書に該当するかどうかについて、以下検討する。

法人代表者印の印影の情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められないことから、本号ただし書に該当しない。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は、民法第234条の建築制限に触れている建物であることから、自身の権利を守るために全部の情報を開示してほしいなど種々の主張をしているが、いずれの主張も上記の判断に影響が及ぶものではない。

5 結論

以上のとおり、実施機関が開示とした情報のうち、建築主である法人代表者印の印影に係る情報は条例第8条第3号に該当し不開示が妥当であるが、その余の情報は条例第8条第3号に該当せず開示すべきである。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
16. 6. 11	諮問書の受理
16. 7. 16	実施機関の理由説明書の受理
16. 8. 24	異議申立人の意見書の受理
17. 1. 27	審議 実施機関から不開示理由の聴取
17. 2. 25	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会委員

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学大学院専門法務研究科長	部会長職務代理者
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部 会 長
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成17年2月25日現在)